

河北町いじめ防止基本方針

平成30年3月
(改訂令和6年3月)

河 北 町

目次

はじめに	3
I いじめの問題に対する基本的な考え方	4
1 目的	4
2 いじめの定義	4
3 関係者の責務や役割	5
(1) 町の責務	
(2) 学校及び学校の教職員の責務	
(3) 保護者の責務	
(4) 町民の役割	
4 いじめ問題等への組織的対応	6
(1) 河北町いじめ問題対策連絡協議会	
(2) 町教育委員会附属機関「河北町いじめ問題専門委員会」	
(3) 町附属機関「河北町いじめ重大事態再調査委員会」	
(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」	
5 関係機関との連携	8
(1) 保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携	
(2) 学校相互間の連携協力体制の整備	
II いじめの防止等の基本的施策	9
1 未然防止の取組	9
(1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動の展開	
(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進	
(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進	
(4) 児童生徒理解に基づくきめ細やかな教育の推進	
(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	
(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進	
(7) 教員等の資質・能力の向上	
(8) いじめに関する調査研究の実施	
2 早期発見の取組	13
(1) 早期発見のための基本的な考え方	
(2) 早期発見のための具体的な取組の推進	
3 いじめ発生の場合の適切な対応	15
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
(2) いじめ発見時の緊急対応	
(3) いじめと認知した場合の対応	

Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応	20
1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒	20
2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒	20
3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒	20
4 被災児童生徒	21
5 感染症等に関する人権への配慮と対応	21

Ⅳ 重大事態への対応	22
1 基本的な対処の構造	22
2 町教育委員会又は学校による対処	23
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	28
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

Ⅴ 点検・評価と基本方針の見直し	30
1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方	30
2 町教育委員会が行う点検・評価	30
(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察	
(2) 「審議会」による点検・評価	
3 学校における点検・評価	31
(1) 学校評価を通して	
(2) 教員評価を通して	
4 いじめ防止基本方針の見直し	32

別冊

インターネット上のいじめへの対応について	35
----------------------	----

河北町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。児童生徒をこうしたいじめから救うためには、児童生徒の周囲にいる大人が「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との認識に立ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このため、国において制定・策定されたいじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行、以下「法」という。）及びいじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定、平成29年3月14日最終改定、以下「国基本方針」という。）を受け、山形県は「山形県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を平成26年4月17日に策定、平成29年11月15日に最終改定した。

本町では、法第12条に基づき、また国及び県基本方針を踏まえ、「河北町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定し、本町におけるいじめの根絶に向けた町民全体の気運を高め、実効あるいじめ防止対策を組織的に行う必要がある。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であるため、いじめ防止等の対策は学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的にしなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、児童生徒と大人が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

そのため、町基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等についてより実効的に進めるために具体的な取組を定める。なお、インターネット上のいじめへの対応については、別冊を踏まえ、本方針に則り適切に対応することとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、在籍する学校が同じ等一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、そうした行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

その際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、校内組織に

において情報共有することは必要である。ただし、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該児童生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じるなどに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

<いじめの態様の例>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤ 金品をたかられる。
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- ※ 同等もしくはそれ以上の事態は、「いじめ」ではなく「犯罪」ととらえることができる。

3 関係者の責務や役割

(1) 町の責務

本町におけるいじめ防止等のための施策を策定し、設置する学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講ずる。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、及び事案対処に組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針によりいじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制につなげるために、学校いじめ防止基本方針について、事前に保護者、生徒に積極的に公開する。
- ② 学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案処理、学校いじめ防止

基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。

- ③ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てを行うようにする。

<いじめの問題に対する教職員の基本認識>

- ① 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(3) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 町民の役割

- ① 地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

4 いじめ問題等への組織的対応

(1) 河北町いじめ問題対策連絡協議会

町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図り、町基本方針を推進するため、河北町いじめ防止対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、河北町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡

協議会」という。)を設置する。

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を本町で展開するために、各地区青少年育成町民会議の取組をまとめ、町民の「いじめを許さない」、「いじめを見逃さない」気運を醸成する。

(2) 町教員委員会附属機関「河北町いじめ問題専門委員会」

町は、町基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、条例に基づき町教育委員会に河北町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。専門委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等の専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。専門委員会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

- ① 町基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること
- ② 法第28条第1項に基づく、町立学校での重大事態発生時における調査に関すること

(3) 町附属機関「河北町いじめ重大事態再調査委員会」

町は、町立学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、町長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。この再調査のため、条例に基づき河北町いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、法律、医療、心理、福祉、教育等の専門的な知識及び経験を有する第三者で構成し、公平性・中立性が保たれるよう努める。

(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

ここでは、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。学校は、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのようになど）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、県や町で配置しているスクールカウンセラー・教育相談員等をはじめ、学校評議員、民生委員・児童委員等地域の人材にも参加を求める。

なお、心理・福祉等の専門家を加える場合の人材確保については、町教育委員会が支援を行う。

5 関係機関との連携

(1) 保護者、地域、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

町は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域社会、関係機関及び民間団体の間の連携強化、その他必要な体制の整備を図る。

連携に当たっては、各学校のホームページへの学校いじめ防止基本方針の掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

町教育委員会及び学校においては、地元警察署や法務局、児童相談所等関係機関との適切な連携を推進する。

町教育委員会又は学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、学校警察連絡制度を活用し、地元警察署に通報する。

町教育委員会及び学校は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

(2) 学校相互間の連携協力体制の整備

町は、県、学校法人等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力を支援する。

Ⅱ いじめの防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

(1) “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動の展開

いじめ、非行は将来を担う青少年の健全な育成を妨げるものであり、その防止・根絶に向けては、学校のみならず、地域・家庭が連携して「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底し、そのことを繰り返し確認していく必要がある。

いじめに与しない児童生徒の育成のため、町、教育委員会、学校、警察及び青少年健全育成団体などが一体となり、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開することにより、児童生徒が率先して運動に取り組むとともに、その取組を大人も共有・共感し、具体的な行動につなげていく。

(2) P T A組織を活かした特色ある取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるP T Aは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。

また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであり、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付ける必要がある。

P T A組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①各学校段階における系統的な「いのち」の教育の推進

各学校においては、第6次山形県教育振興計画及び第2次河北町教育振興計画に則り、自校の教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人の関わり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム（平成25年3月山形県教育委員会）、「人権教育の指針」（平成28年

3月山形県教育委員会)等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開していく。

②家庭における「いのち」の教育の推進

各家庭においては、親子の温かい関わりを通じて「自分は愛されている」「認められている」等、児童生徒の自尊感情を高め、健全な育成を図るとともに、身近な動植物とのふれあいから、子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進められるよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の推進

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人と関わる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。

また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、児童生徒が安全に安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 児童生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

①児童生徒理解の努力と工夫

各学校において、児童生徒理解のために下記のことについて努力・工夫する。

ア) 日常的な会話や観察の他に、児童生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の手法を取り入れていくこと。

教職員間の情報共有、組織的対応にあたっては、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画するなど、学校いじめ対策組織がこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする。

イ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努めること。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを効果的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が容易に認識される取組(例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等)を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識

されるようにしていく必要がある。

ウ) 学校の設置者や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、児童生徒にも周知することでインターネット上のいじめの抑止力につなげること。

エ) 気になる児童生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、各学校に置く「学校いじめ対策組織」により、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておくこと。

オ) 学級集団・部活動等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか分析すること。

カ) 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

これらの努力・工夫により、個々の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援を学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に行うことで、児童生徒一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

②少人数学級の利点を活かした教育の推進

小・中学校等では、少人数学級編制による児童生徒一人一人と向き合える環境を活かし、「児童生徒の言動に注意を払う」「児童生徒の声を傾聴する」ことで、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、いじめの背景を理解するために情報を学校組織で共有し、適切な指導・支援を行うことで、一人一人の居場所がある学級づくりを推進する。

さらに、児童生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼し合って生活できる絆づくりの活動やコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげられる人間関係を構築していく。

(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。小・中学校等では、道徳教育の要となる特別の教科道徳の授業（平成30年度から道徳科の授業）において、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」（平成25年3月発行）等を活用し、重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

また、各学校において、「山形県人権教育リーフレット」（平成28年3月発行）等を積極的に活用することで、児童生徒の「人権」意識を広く啓

発し、人権の視点からもいじめは絶対に許されないことであるという意識を高める。

(6) 児童会や生徒会の主体的な活動の推進

いじめは大人には見えにくい子どもの世界で起きており、各学校の児童生徒と一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。

各学校においては、児童生徒に対し「いじめは人間として許されない行為である」ことや、「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」ことへの理解、性的マイノリティ等多様な生き方への理解を進める。さらに、いじめの防止等に資する議論等、児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動などの特別活動において推進することをはたらきかけていく。

児童生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合いいじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

(7) 教員等の資質・能力の向上

①担任力（生徒指導力）の向上

教員は生徒指導を十分に機能させるため児童生徒に対し、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への理解に基づく指導・支援等を行う。

各学校は、いじめが起きにくい・いじめを許さない学級経営や部活動運営等の在り方、早期の段階でいじめの芽に気づき、認知したいじめ事案に適切に対処するための指導方法について、研修会を設定するなど、教職員の資質・能力向上に取り組む。また、部活動やスポーツ少年団の指導者等とも連携しながら、児童生徒の人間関係を把握し、児童生徒一人一人が自己有用感を持てる指導に努め、実践を通して担任力の向上を図る。

②スクールカウンセラーや教育相談員等との連携と向上

スクールカウンセラーや教育相談員等は、その専門性を活かし、養護教諭等の教職員と連携し、いじめられている児童生徒を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。相談活動で得た情報を必要に応じて教職員と共有し、いじめの防止等に向け、共通した方向性をもって連携して指導に当たることが大切である。

(8) いじめに関する調査研究の実施

①いじめの実態把握のための調査結果の分析・考察

町教育委員会は、県教育委員会が実施するいじめの実態把握のための調査の結果を分析・考察し、いじめの認知件数、解消状況、いじめの様態等から、学校に対しいじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

②いじめを生まない学校づくりの推進

町教育委員会は、町内すべての小・中学校において、いじめのない学校づくりを推進する。学校と地域との連携、児童生徒の主体的な活動推進、早期発見・早期対応の在り方の先進的な取組について実践・検証し、広く町内に普及していく。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

①いじめへの迅速な対処

言葉による攻撃や、叩いたり蹴ったりなどの暴力等のいじめに対しては、その場で行為をやめさせる。遊びやふざけあいを使った言葉による攻撃や暴力に対しては、いじめられている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。いじめられている側の児童生徒は、いじめた側の児童生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。

②見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。各学校においては、いじめられている児童生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童生徒の心に寄り添いながら人間関係を把握し、積極的にいじめを認知していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをしたり、軽視したりすることは絶対にあってはならない。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

①校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報を学校いじめ対策組織に報告し、全教職員で情報を共有するなど、いじめ解決に向けた情報ネット

ワークを構築していくことが重要である。こうすることで、当該いじめに関わる児童生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、早期発見、早期対応につなげていく。

また、県基本方針で示された「いじめ早期発見のためのチェックリスト例（教職員用）」等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については、担任等が一人で抱え込むことなく、いじめの防止等の対策のための組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽は、状況に応じて、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力してもらうよう努めていく。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、県基本方針にある「いじめ早期発見のためのチェックリスト例（家庭用）」の活用や「いじめに関する保護者アンケート」等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていくことが大切である。なお、各校で実施したアンケート等においては、児童生徒の卒業後5年間保存するものとする。

③児童生徒・保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 児童生徒の文章や記録、学級通信等の活用

教職員は、児童生徒の文章や描いた作品等をきっかけとした声かけや丁寧なコメントの記入を通して、児童生徒と意思疎通できる信頼関係づくりに努めるとともに、交友関係や悩みの把握にも努める。また、児童生徒の様子は積極的に学級通信等で保護者に発信することを通して、学校教育に対する保護者の理解を得るとともに、相談しやすい環境づくりに努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめの実態を把握するアンケートなどにより、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施に当たっては、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫したり、無記名式にしたりするなどの配慮が重要である。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなどの工夫が重要である。

ウ) 相談窓口の設置と周知

児童生徒及び保護者に、学校の相談窓口の他、町教育委員会の相談

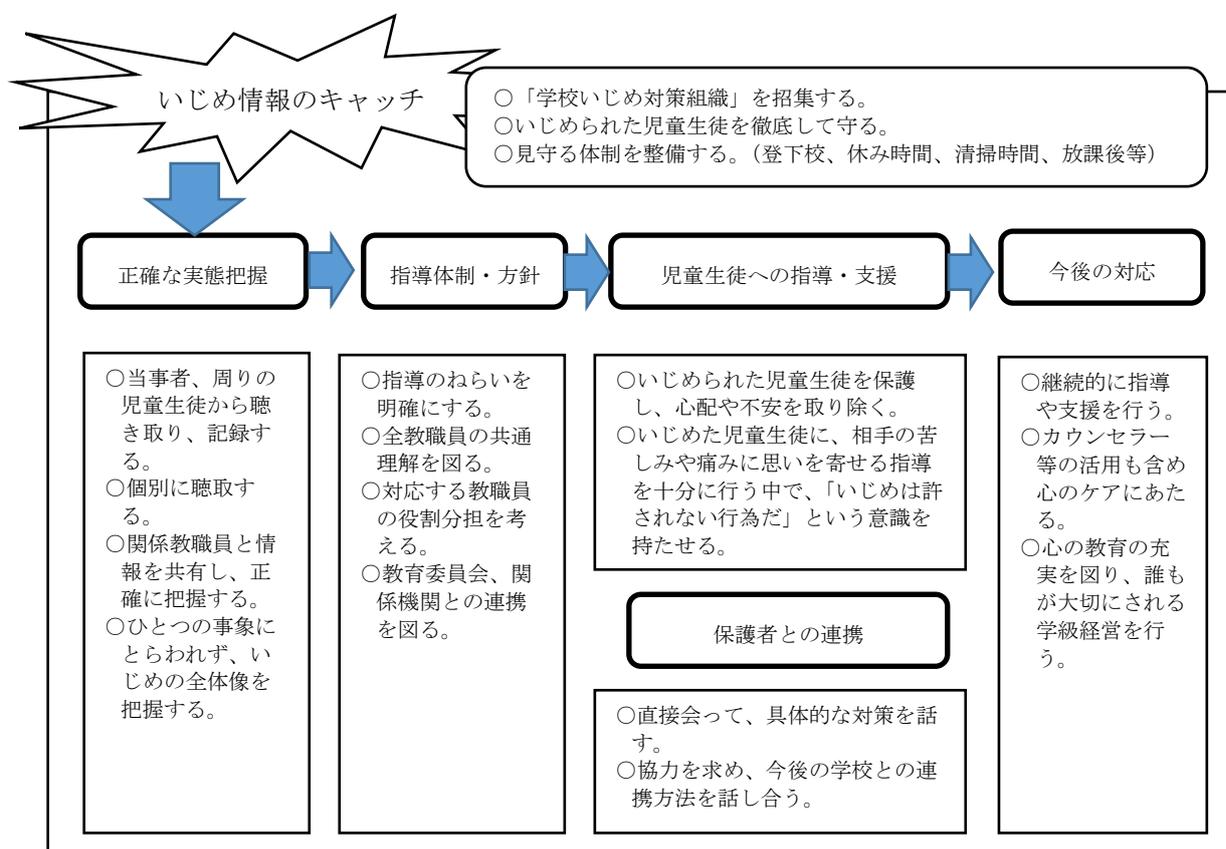
窓口、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

町教育委員会は各学校を通して、各学校には学校いじめ防止基本方針があり、いじめ問題があった時に学校は組織で対応することや、多様な相談手段・機関があることを、年度当初に、児童生徒及び保護者に周知する。

3 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

各学校においては、いじめの認知が解決への第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により積極的認知に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なく学校いじめ対策組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、①指導体制・方針、②当該いじめに関わる児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って町教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童生徒の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

学校は、発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。学校いじめ対策組織においては、いじめを受けている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「いじめられている児童生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ◆いつどこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ 【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【時間】

要注意

児童生徒の個人情報、その取扱いに十分注意すること

(3) いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことなどを伝え、不安を取り除く。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた児童生徒への対応

いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導する等、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

②いじめた児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

また、いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童生徒への対応

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の個人情報取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。いじめた児童生徒への対応については、成長支援の観点からいじめた児童生徒が抱えている問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について町教育委員会と協議する。いじめた児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、傍観するその姿勢がいじめている児童生徒にとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめを止めさせることはできなくても、教員や保護者、他の児童生徒に知らせることが必要であることを指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめた児童生徒と同様に指導する。

なお、同調していた児童生徒はもちろん傍観していた児童生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらよいかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見て見ぬふりをするのは、いじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

③いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの要件とは、

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛

を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本町においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消していない事案については、解決するまで追跡調査を行う。

Ⅲ 教育的諸課題から配慮すべき児童生徒の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

1 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず、適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

2 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

3 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

4 被災児童生徒

東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

それぞれの課題や状況を踏まえ、被災児童生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を児童生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

5 感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者やその関係者に関係する児童生徒に対して、偏見やいじめが起こらないよう、事前の学校全体、学級に対する指導や講話等のいじめの未然防止に取り組む。心ない言動やSNS等への書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう、感染症等に係る適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を徹底する。また、不安やストレスを抱えている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら対応する。

IV 重大事態への対応

1 基本的な対応の構造

- (1) 校長は重大事態(疑いがあると認められるときも含む)が発生した際は、直ちに町教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。
- (2) 町教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。(初期アンケートは3日以内) この調査を行う主体や調査組織については、町教育委員会において判断する。
- (3) 町教育委員会又は学校は、上記(2)の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 町教育委員会又は学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 町教育委員会は、学校が上記(2)の調査を行う場合には、必要な指導及び支援を行う。

【重大事態への対応の基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

いじめられた児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、町教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または、新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめられた児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめられた児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行

うことも可能であり、町教育委員会及び学校は、いじめられた児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2 町教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

- 児童生徒が自殺を凶った場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

ウ) 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。町教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに地元警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

法28条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる町長による調査主体が連携し、例えば、アンケートの収集などの初期調査を町教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追跡調査を、並行して行われる町長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討する必要がある。

④調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

この組織は、重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることは困難であることから、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織等を設置しておく。

学校が調査の主体となる場合、調査の迅速性を図るための各学校の既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

この調査を実りあるものにするためには、町教育委員会・学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。町教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、いじめられた児童生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた児童生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても町教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着

手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等の方法により調査を行う。

ウ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、町教育委員会及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する必要がある。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況を把握できない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑥その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、町基本方針Ⅱの3により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、町基本方針Ⅱの3による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明

する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。町教育委員会及び学校として、自らの対応にたとえ不都合があったとしても、全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。

②調査結果の報告

調査結果は町教育委員会を通じて町長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

各学校からの上記2.(2)②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

町長による再調査を行う附属機関の構成員については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とする。本町では、学校に関する再調査のため、町教育委員会の附属機関である河北町いじめ問題専門委員会とは別に、条例により河北町いじめ重大事態再調

査委員会を設けている。

再調査についても、町教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、町教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣や生徒指導に取り組む教職員の研修などの重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討する。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、町において適切に設定することとなるが、個人のプライバシーに対しては必要に配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

V 点検・評価と基本方針の見直し

1 いじめ問題に係る点検・評価の基本的な考え方

いじめ問題は、1980年代に学校における深刻な問題として表面化してから何度も社会問題になってきた。各学校では、いじめ問題について、常に細心の注意をはらっているが、いじめはインターネット上も含め大人に見えにくい世界で発生しており、その実態把握と取組の点検・評価については、組織的・継続的に実施していく必要がある。

町教育委員会が行う点検・評価の概要

- (1) 基本方針に基づく施策の実施
- (2) 実態把握
 - ①児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
 - ②学期毎のいじめに関する定期調査
 - ③重大事態（犯罪行為等）・インターネット上のいじめ等の把握
- (3) 河北町いじめ問題専門委員会への報告内容による点検・評価
- (4) 施策の見直し、取組の改善

各学校における点検・評価

- ①いじめ防止等の基本方針と体制
- ②未然防止
- ③早期発見・適切な対応
- ④インターネット上のいじめ対策
- ⑤家庭・地域との連携

2 町教育委員会が行う点検・評価

(1) いじめの実態に関する調査結果の分析と考察

町教育委員会は、年度末に行われる児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査及び毎学期末における定期検査の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知件数、解消状況、いじめの態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行う。

なお、次の事案については、認知後、速やかに把握し、分析と考察を行うとともに、以降の取組に資するものとする。

- ア) 基本方針で定義しているいじめの重大事態
- イ) 「インターネット上のいじめ」に関する事

ウ) その他、特に必要と認めること

(2) 「専門委員会」による点検・評価

町教育委員会においては、河北町いじめ問題専門委員会に町基本方針による取組及び上記2(1)による調査結果の分析と考察について報告し、当該年度のいじめの防止等に向けた取組について点検・評価を受け、広く町民に公表するとともに、以降の取組に資するものとする。

3 学校における点検・評価

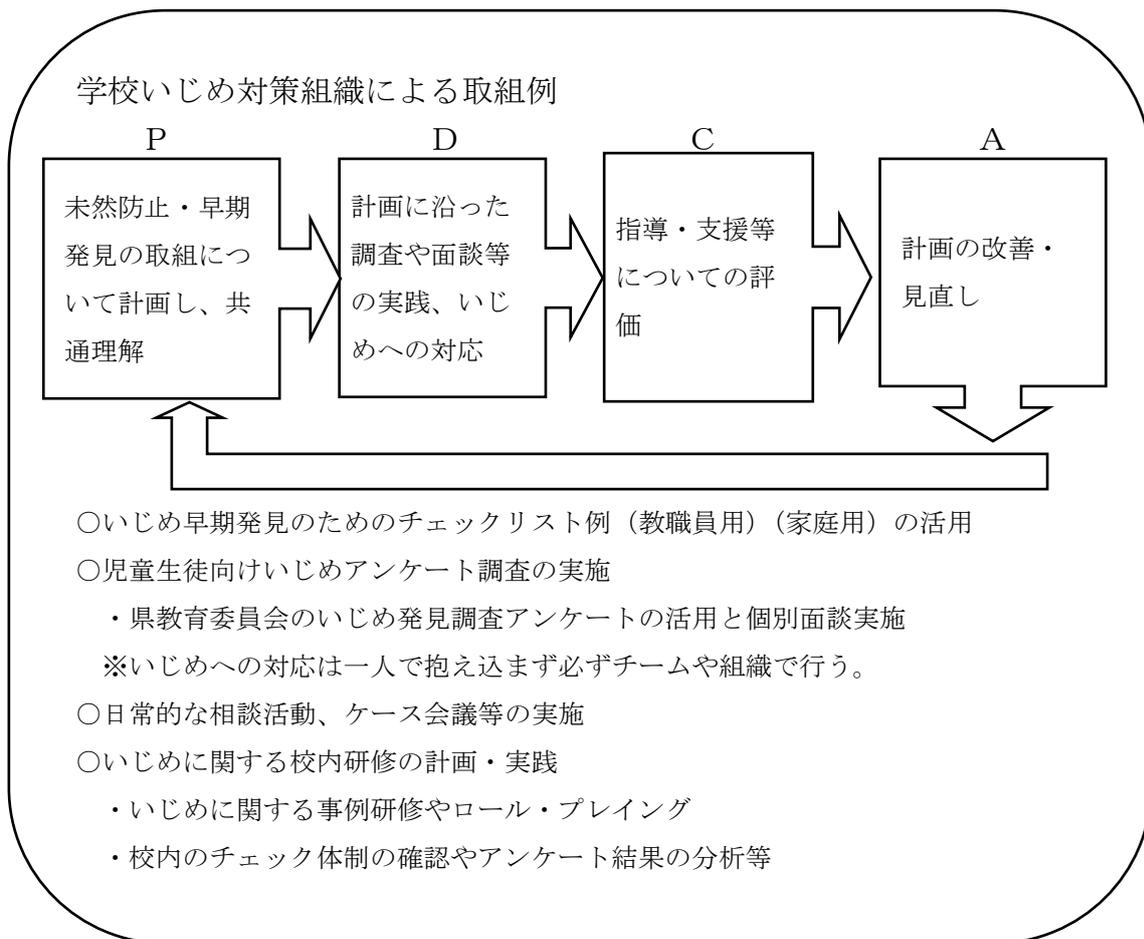
(1) 学校評価を通して

町教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

① 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、その改善に取り組むよう指導、助言を行う。

- 学校いじめ防止基本方針や事案対処マニュアルに基づいて、いじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めている。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- 各学校のいじめ防止基本方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- いじめの防止・早期発見のための研修が年間計画に基づき定期的に行われているか。また、いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

② 学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行うこと。



（２）教員評価を通して

町教育委員会は、各学校が、教員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価すること
- ② 各学級の実態に基づく評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいるかどうか評価すること

４ いじめ防止基本方針の見直し

町は、町基本方針を必要に応じて見直していくが、当該基本方針の策定から概ね３年の経過を目途として、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案し、町基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて措置を講じる。

附 則

この町基本方針は、平成30年 3月13日から施行する。

この町基本方針は、令和 6年 3月19日から施行する。

別冊

インターネット上の いじめへの対応について

インターネット上のいじめへの対応

1. インターネット上のいじめの実態を知る 37
 - (1) インターネット上のいじめ
 - (2) インターネット上のいじめの種類

2. インターネット上のいじめの未然防止 40
 - (1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
 - (2) 家庭・地域、PTAとの連携

3. 早期発見・早期対応 42
 - (1) 早期発見への取組
 - (2) 早期対応への取組

1. インターネット上のいじめの実態を知る

(1) インターネット上のいじめ

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど児童生徒が行動に移しやすく、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、児童生徒が利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ⑤ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめについて、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させ、インターネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

また、書き込んだ文字や掲載した写真等は、インターネット上に残っ

たり、他の媒体を通して広がったりするため、簡単には消去できない、取り返しがつかない事態となってしまうこともある。そのため、児童生徒に対して、興味本位で掲示板やSNS等に近づかない、近づけない指導を、学校・家庭・地域が連携して行っていく必要がある。

(2) インターネット上のいじめの類型

インターネット上のいじめには様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際のネット上のいじめは、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。

①掲示板・ブログ・プロフィールでのネット上のいじめ

ア) 掲示板・ブログ・プロフィールへの誹謗・中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフィール（プロフィールサイト）等に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込む。

イ) 掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板・ブログ・プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真・動画等の個人情報を掲載する。そのために、迷惑メールが届いたり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされるケースがある。

ウ) 特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上「暇だから電話して」などと書き込みをする。個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

②メールでのインターネット上のいじめ

ア) メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗・中傷

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信するなどして、いじめを行ったケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

イ) 「チェーンメール」による悪口や誹謗・中傷

特定の児童生徒を誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同

一学校の複数の生徒に送信することで、当該生徒への誹謗・中傷を広げる。

ウ) 「なりすましメール」による誹謗・中傷

第三者になりすまして送るメールのことを「なりすましメール」と呼ぶ。なりすましメールは、児童生徒でも簡単に送信することができる。クラスの多くの児童生徒になりすまして、誹謗・中傷などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信するなどがある。

③ SNSを利用したインターネット上のいじめ

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒の間にもSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が急速に広まっている。最近の事例ではSNSを介して誹謗・中傷の書き込みや画像や動画の送信からトラブルに発展するケースが発生している。また、SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うなど、新たな形態のいじめが生じている。

④ その他

口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等がある。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。今後もインターネット上のいじめは、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現等により、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

2. インターネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

各学校においては、一人一台端末をはじめ ICT 機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から、また、児童生徒がインターネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応等の情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育を行う際には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等自他の権利を尊重するという基本認識のもと、「人に温かい心で接し、親切にする」「友達と仲良くし、助け合う」「他の人との関わり方を大切に」「相手への影響を考えて行動する」「自他の個人情報を、第三者にもらさない」ことについて発達段階に応じて情報モラルを取り扱っていく。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向け Web サイト、e ネットキャラバンなどを有効に活用する。

情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネットなどに関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

インターネット上のいじめは、今後、新たな手口が発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努めることが重要である。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

インターネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

そのために、町教育委員会においては、一人一台端末の活用を含め町内の児童生徒の ICT 機器の使用状況等について調査し、学校を通じて保護者に対して児童生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

各学校においても、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒の一人一台端末の活用状況やインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロール*により、児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。町教育委員会においてはペアレンタルコントロールの普及啓発を図る手立てを講じていく。

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級・学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発するなどの活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

【参考】 ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

3. 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

①インターネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがインターネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要である。

②インターネット上のいじめについての相談体制の整備

インターネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、各学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのインターネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくことが必要である。

町教育委員会は、町の教育相談の窓口をはじめ、国等の機関における相談窓口や、県教育センターの相談ダイヤルなどの周知に努めていく。

③学校ネットパトロール*などの実施

早期発見の観点から、町教育委員会及び学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパトロールなどを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努めることも有効である。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備することも重要である。

町教育委員会では、インターネット上のサイト利用の状況や書き込み内容について、不適切な利用については学校と連携して指導に当たる。また、必要に応じて削除依頼や警察等への通報等の対応を行う。

児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメー

ルを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だよりなどで積極的に理解を求めていく。

【参考】 ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、インターネット上のいじめなどが起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

◇ 掲示板等への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応 ◇

① インターネット上のいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談

学校がネット上のいじめの事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談である事例が多く見られる。また、児童生徒の様子の変化から、事案を把握することになった事例もある。学校では児童生徒が出すいじめの芽を見逃さずインターネット上のいじめに対応していく。

② 書き込み内容や掲載内容の確認

各学校及び町教育委員会は、誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が児童生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメールなどを記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

③ 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の

方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。

削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報が悪用されることなどがないよう注意する。

④掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合等は、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

⑤削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合（削除が必要なURLや書き込みNo, などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。）には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。

それでも削除されない場合は、地元警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇警察との連携◇

インターネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、県及び町教育委員会等が中心となって、地域の状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応していく。

◇法務局との連携◇

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダなどに対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

学校だけの対応では解決できない場合等は、法務局に相談して対応する。

◇児童生徒への指導のポイントー掲示板等での被害を防ぐー◇

児童生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒に対して指導を行う。

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条名誉毀損、第231条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込みなどが悪質な場合等は、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメールなどを含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

◇チェーンメールなどへの対応◇

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗・中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童生徒には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ① 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。
- ② チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

- ③ チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もインターネット上のいじめの加害者となる。
- ④ チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行為は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤ チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレスなどは、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- ⑥ チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイトなど大変危険なサイトにつながる場合があること。